

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 烏取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

〔定価1部1箇月100円(送料を含む。)〕

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

00551

第3657号

鳥取県公報

III

次

- ◇知事告白 土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書等の縦
- ◇選管指示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇人権規則 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

及び
毎週火曜日
行
日
に
は
休
き
と
日
當
日
る
翌
(當)

- 三 縦覽に供する場所 倉吉市役所
四 異議の申出
昭和四十年八月十六日から二十日間とする。
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による昭和四十年七月四日施行の参議院議員通常選挙に係る政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨
1種類 政治資金規正法第13条及びこれを準用する第18条の規定による報告書

2期間 昭和40年5月20日から
昭和40年7月4日まで

鳥取県知事 石破 一郎

3報告書の要旨

昭和40年8月13日 金曜日

1 縦覽に供する書類の名称

II 縦覽に供する期間

00552

第3657号

昭和40年8月13日 金曜日 鳥取県立

心

報

支

出

の

額

書

政党、協会その他の団体名 は寄附の総額	寄附及び収入又 は寄附の総額			1件1,000円以上 の寄附			1件500円以上 の寄附			1件1,000円以 下の寄附			1件500円以 下の支 出			1件1,000円以 下の支 出			報告書		
	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額	
自由民主党鳥取県支部連合会	900,000	1	900,000	—	—	—	—	—	44	660,952	44	556,562	—	4,390	40	7.21	—	—	—	—	
日本医師連盟	—	—	—	—	—	—	100,000	1	100,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鳥取県医師連盟	100,000	1	100,000	—	—	—	82,520	6	82,520	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自由民主党本部	2,900,000	—	—	—	—	—	2,900,000	2	2,900,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名
自由民主党鳥取県支部連合会
鳥取県医師連盟寄附の総額
900,000円
100,000円寄附者の氏名又は団体名
自由民主党
日本医師連盟職業
東京都千代田区平河町
神田駿河台住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区平河町
神田駿河台

(2) 支出

政党、協会その他の団体名 支出の総額 件数 支出の目的

自由民主党鳥取県支部連合会	84,820円	3件	旅費	日本医師連盟	100,000円	1件	旅費
	87,300円	2件	電話料	鳥取県医師連盟	1,860円	1件	旅費
	47,366円	12件	教育宣伝費		30,000円	1件	寄附金
	20,860円	4件	通信運搬費		22,520円	2件	旅費
	28,480円	3件	印刷費		30,000円	3件	通信運搬費
	55,210円	1件	会議費	自由民主党本部	2,000,000円	1件	会議費
	28,000円	7件	広告料		900,000円	1件	会議費
	133,996円	6件	組織部会費				会議費
	68,670円	4件	青年部会費				会議費

人事委員会規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年八月十三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十三号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する

規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県

人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「職員の区分」を「区分」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の二第一項に規定する改良普及員に任用されている者

二 林業関係 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十七

条第一項に規定する林業改良指導員（以下「林業改良指導員」といいう。）に任用されている者（森林法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百八十五号）附則第二項の規定により林業改良指導員に任用される資格を有するものとされた者で、林業改良指導員に任用されたものにあつては、昭和三十二年七月十四日から昭和三十九年七月十日までの間に任用されたものに限る。）

第二条第四号イ、ロ及びハ以外の部分中「イからハまで」を「イからニ

まで」に改め、同条同号ハ中「ロ」を「ハ」に改め、同条同号ハを同条同号ニとし、同条同号ロ中「別表第五」を「別表第二」に、「別表第六」を「別表第三」に、「別表第七」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第一」に改め、同条同号ロを同条同号ハとし、同条同号イ中「学校教育表第一」に改め、同条同号イを同条同号ロとし、同条同号ニイとして次の法」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」に、「旧大学令」を「旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）」に、「別表第四」を「別表第二」に改め、同条同号イを同条同号ロとし、同条同号ニイとして次のように加える。

イ 農林大臣の定めるところにより都道府県が行なう資格試験に合格した者

第二条第五号ロ中「別表第八」を「別表第五」に、「別表第九」を「別表第六」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「職員の区分」を「区分」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法第十四条の二第一項に規定する専門技術員に任用されている者

二 林業関係 森林法第百八十七条第一項に規定する林業専門技術員（以下「林業専門技術員」という。）に任用されている者（森林法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定により林業専門技術員に任用される資格を有するものとされた者で、林業専門技術員に任用されたものにあつては、昭和三十二年七月十四日から昭和三十九年七月十日までの間に任用されたものに限る。）

第三条第三号イ中「別表第十」を「別表第七」に、「別表第十一」を「別表第八」に改める。

別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表第一とし、別表第五を別表第二とし、別表第六を別表第三とし、別表第七を別表第四とし、別表第八を別表第五とし、別表第九を別表第六とし、別表第十を別表第七とし、別表第十一を別表第八とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所
印刷所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】